

令和4年度第13回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年3月10日（金）			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	13時30分	閉会時間	14時34分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	加 藤 幸 児	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
欠席した委員	大 宮	藤 原 恵 司		
議事録署名委員	3 番	木 山 篤 志	4 番	嶋 川 克 寿
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第3条（農地の権利移動）にかかる下限面積の廃止について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和5年 標準農作業賃金（案）について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆様がお揃いになりましたので、只今より令和4年度 第13回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日欠席委員の報告をさせていただきます。大宮地域、藤原恵司農地利用最適化推進委員が体調不良により欠席の届出が出ております。よろしく願いいたします。</p> <p>開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。いよいよ3年間のマスク生活が解禁することになり、5月には感染症2類から5類に引き下げとなります。</p> <p>先月24日、倉吉で鳥取県農業委員会会長協議会の研修会が開催されました。講師は全国農業会議所事務局長の稲垣氏でした。内容はまず、農地利用最適化とは「耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へつないでいく」ということ。農業委員会は平成27年より「農地の番人」でもあり「農地を動かす人」になったということ。3ステップで農地利用の最適化に取り組むということ。第1ステップは現場を知ること。第2ステップは仲間と話し合うこと。第3ステップは農地のマッチング。そして、3ステップの前に農地を守り、農家への声掛けなどの日常活動を積極的に行うということ。</p> <p>また、「農業を担う人」については、まず、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準達成者。そして、継続的に農用地利用を行う中小規模経営体、農業を副業的に営む経営体。そして委託を受けて農作業を行う人を農業を担う人とする。</p> <p>次に、農地法の下限面積の撤廃については、現況として農業者の減少、高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する人を地域外から取り組むことが重要であり農地等の利用促進する観点から下限面積の撤廃をすることとしたということです。ただし、資産保有目的、投機目的、農地が面的にまとまって利用されている農地で小面積の農地の権利取得により、その利用を分断するような場合は許可できない。そして、地域計画の実現に支障を生じる恐れがある権利取得には許可できない。以上、ご報告申し上げます、令和4年度 第13回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番、木山農業委員、4番、嶋川農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条（農地の権利移動）にかかる下限面積の廃止について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第1号 農地法第3条（農地の権利移動）にかかる下限面積の廃止についてです。農地の権利を取得ための要件の一つとして取得後の農地面積が一定以上必要でしたが、農地法改正に伴い下限面積要件を令和5年4月1日から廃止となります。ただし、その他の農地の効率的な利用、農作</p>

		業の常時従事、周辺農地への配慮については引き続き継続となります。それに伴い、令和4年2月10日に公示した、農地法第3条第2項第5項に規定する別段の面積についても令和5年4月1日付で廃止となります。また、日南町空き家バンクに登録されている空き家に付属した農地取得の手続きを変更します。
	議長	報告第1号についてご質問がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主事	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は3件の合意解約の届出がありましたので、ご報告いたします。 番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、田が7筆、原野が5筆、合計12筆、面積合計が12,378㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、契約期間が令和10年12月31日までですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて再契約予定です。 番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が8筆、原野が3筆、合計11筆、面積合計が13,260㎡、賃貸人が△△郡△△町の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、契約期間が令和10年12月31日までですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて再契約予定です。 番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、原野が1筆、合計3筆、面積合計が5,970㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇代表相続人の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、契約期間が令和7年2月28日までですが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定です。 合計3件、26筆、31,608㎡です。以上です。
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番、福田農業委員職務代理 挙手) 9番、福田農業委員職務代理。
	福田職務代理	番号3ですが、賃借人が変更になるということですが、何か理由があるのでしょうか。同じ〇〇〇さんですが、親子とか親戚ということですか。
	主事	詳細については伺っておりませんが、親子関係はありません。
	議長	地元農業委員、推進委員の皆さんはご存じありませんか。 (難波農地利用最適化推進委員挙手) 難波推進委員。
	難波推進委員	〇〇〇さんは既に他界されておられ、相続人の〇〇〇さんは娘さんだと思います。〇〇〇さんは〇〇〇さんの息子さんで、〇〇〇さんと〇〇〇さんの間で話し合いがあったのではと思います。
	事務局長	事務局で確認の上、改めてご報告させていただきたいと思います。
	議長	では改めて、報告をお願いします。その他ありますでしょうか。 (事務局挙手) 事務局。
	主事	先月の議案で□□□との契約について質問がありましたが、平成29年11月総会で上程している契約になります。□□□は独自の流通経路を持って

		おり、自作することで、安定した流通経路を取りたいということで耕作されるというものです。
	議 長	(事務局長挙手) 事務局。
	事務局 長	先ほど山田が説明しました内容につきましては、令和 4 年度実績 賃借料状況一覧で見ていただいた内容になります。その中で、嶋川農業委員から賃借料が高額な地域があるがということでご質問をいただきました。その内容についての報告でした。以上です。
	議 長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局をお願いします。
	主 事	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。令和 4 年度において、日南町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく、農用地利用集積計画について、町長より諮問があったので審議を求めるものになります。資料は 9 頁ですが、修正箇所がありましたので、本日配布の利用集積計画総括表に差替えをお願いします。</p> <p>3 月の賃貸借の利用権設定ですが、3 年未満、田が 4,584 m²、3 年から 6 年未満、田が 40,836 m²、その他 2,113 m²、合計 42,949 m²、6 年から 10 年未満、田が 25,556 m²、その他 1,176 m²、合計 26,732 m²、賃貸借の利用権設定、田の合計が 70,976 m²、その他の合計が 3,289 m²、合計で 74,265 m²です。</p> <p>使用貸借の利用権設定が 10 年未満、田が 7,691 m²、畑が 287 m²、その他 363 m²、合計 8,341 m²。10 年以上、田が 11,707 m²、その他が 851 m²、合計 12,558 m²です。</p> <p>今月の移動合計、田が 90,374 m²、畑が 287 m²、その他 4,503 m²、合計 95,164 m²です。機構の新規が 3 件、機構の再設定が 2 件、相対の新規が 5 件、相対の再設定が 2 件となります。</p> <p>詳細について、資料 10 頁からとなります。申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他合計 7 筆、4,610 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、その他野菜の作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年 11 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他合計 18 筆、15,327 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稲作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 5 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年 8 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他合計 7 筆、11,405 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稲作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 5 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年 8 ヶ月の契約になります。</p>

		<p>申請番号 4、5 は機構を通じた再設定の契約になります。報告第 2 号の農地法第 18 条第 6 項の届出がありました、〇〇〇さんが借受けられる契約です。お読み取り頂けたらと思います。</p> <p>申請番号 6 から相対の契約です。農地の所在地が△△×××番地の他合計 9 筆、12,558 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が〇〇〇さん、水稻作付、使用貸借、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年の契約になります。</p> <p>申請番号 7、農地の所在地が△△×××、×××番地の田が 2 筆、合計 2,808 ㎡、貸付人が△△郡△△町の〇〇〇さん、借受人が〇〇〇さん、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年の契約になります。</p> <p>申請番号 8、農地の所在地が△△×××番地の他合計 3 筆、5,970 ㎡、貸付人が△△市の〇〇〇代表相続人の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付、全体◇◇◇kgの物納、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年 9 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 9、農地の所在地が△△×××番地の田が 1 筆、903 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、そばの作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年の契約になります。</p> <p>申請番号 10、農地の所在地が△△×××番地の他合計 9 筆、8,341 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、その他野菜の作付、使用貸借、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年の契約になります。</p> <p>申請番号 11、12 は相対の再設定の契約になりますので、説明を省略させていただきます。また、16 頁から新規で受けられる方の農業経営の状況等の資料をつけております。申請番号 8 の〇〇〇さんについては議案発送に資料が間に合いませんでしたので、本日別紙資料を配布しておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。令和 4 年度において、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について町長より意見照会があったので、意見を求めるものになります。資料 20 頁、鳥取県農業農村担い手育成機構への配分計画集計表をご覧</p>

		<p>ください。下段、令和5年3月10日、利用権設定する出し手が5名、受け手が3名、55筆、56,980㎡、配分率100%となります。</p> <p>配分計画の詳細については21頁をご覧ください。整理番号1、権利の設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、権利を設定する農用地が△△×××番地の他7筆、賃借料水張反当◇◇◇円、4年11ヶ月の契約になります。</p> <p>整理番号2、権利の設定を受ける者が△△の農事組合法人口□□□、権利を設定する農用地が△△×××番地の他25筆、賃借料水張反当◇◇◇円、6年8ヶ月の契約になります。</p> <p>整理番号3につきましては再設定となりますので、説明を省略させていただきます。合計55筆、56,980㎡となります。24頁から配分を受けられる方の農業経営状況等の資料を付けておりますので、ご確認ください。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 令和5年 標準農作業賃金(案)について事務局お願いします。</p>
	事務局 長	<p>協議第1号 令和5年 標準農作業賃金(案)についてです。資料29頁になります。毎年公表しております、標準農作業賃金について先月総会終了後、農政部会におきまして、農作業賃金の見直しについて協議を行いました。補足等がありましたら、改めて農政部長からご説明をお願いできればと思います。</p> <p>内容につきまして、表に現在と令和5年の案を記載しております。見直しの内容につきまして、下段に鳥取県最低賃金推移と農業用燃料価格推移を載せております。改定の内容として、令和4年10月に鳥取県の最低賃金が改定され、最低賃金以上ということで、8時間当たりの農作業単価を6,900円から7,800円に見直しをさせていただきました。また、従来「賄いなし」という表記がありましたが、こちらを削除させていただきたいと思っております。併せて農作業賃金の増額に伴い、草刈り作業賃金も1,700円に増額しております。燃料価格が高騰する一方で米価が低迷している状況もあり、作業賃金を上げるのは難しいという意見もありましたが、今後の動向を見据えながら、秋作業前には再度検討させていただきたいと思っております。また、防除作業についてこれまで、動噴のみでしたが、ドローン作業も追加させていただきました。単価に変更はありません。</p> <p>公表方法としては、従来どおり、ホームページに掲載、令和5年3月発行予定の農業委員会だより「いなほ81号」に掲載したいと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>農政部会から追加説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。</p>

	糸田川 農業委員	事務局長が説明の通りです。
	議長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番 福田農業委員職務代理。
	福田職務代理	一番上の8時間当たりの農作業賃金の備考欄の賄いなしの表記を削除する説明がありましたが、「作業内容に応じて」という表記については、作業内容に応じて6,900円から7,800円ということでしょうか。
	事務局長	失礼いたします。福田職務代理がおっしゃられる様に、単価が6,900円から7,800円と幅を持たせてあります。農作業の中にも、軽作業、重作業とさまざまあると思いますので、「作業内容に応じて」と表記をさせていただいております。以上です。
	福田職務代理	わかりました。
	議長	その他、協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので協議事項を終わります。
その他	議長	その他、事務局お願いします。
	主事	失礼します。本日追加資料でA3の利用権設定計画書を配布させていただきました。農業経営基盤強化促進法の改定に伴う様式の変更がありますので、皆様に共有させていただくものになります。農家の皆様にはわかりやすいように記入例も一緒にホームページに掲載していきたいと思えます。以上です。
	事務局長	<p>次回総会は、令和5年4月10日(月)午前9時から開会予定です。会場は議場で行います。ご予定をお願いいたします。なお、3月下旬には町職員の人事異動で事務局職員の移動がある場合があります。その際は人事案件ということで臨時総会をお願いしたいと思えます。日程については3月30日(木)午前9時から予定をさせていただければと思えます。臨時総会については農業委員さんのみの出席をお願いしております。農地利用最適化推進委員の皆さんにつきましては、臨時総会の出席の必要はありません。ご承知おき頂きたいと思えます。</p> <p>次に、農年部会の活動につきましてですが、農業者年金加入促進ということで、3月12日(日)午前中に農年部会の皆様と新規就農者の方を中心に年金加入の推進活動を行いたいと思えます。</p> <p>また、研修会についてですが、新型コロナウイルス感染症により延期、中止となっておりますが、今後、第2類から第5類の感染症の扱いに変更になることから、少しずつ制限を加えながら再開していきたいと考えております。日野郡農業委員研修会について、開催が延期となっておりますが、女性農業委員の研修会を3月15日(水)に開催予定で計画を進めています。ご承知おき頂ければと思えます。</p>

	<p>また、皆様に資料を配布しておりますが、マスクの着用についてのチラシをご覧ください。マスクの着用について3月13日（月）から緩和されます。役場庁舎職員につきましては、職務上の観点から引き続きマスク着用で業務を行うこととなります。農業委員会の総会においても引き続き感染防止対策を取りながら開催させていただきたいと思っております。</p> <p>最後に、本日総会終了後、農地部会を開催させていただきたいと思っております。菅沢、三栄地域で非農地申請がありました。対象の地域の農業委員、推進委員の皆さんはご参加いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>その他、ありますでしょうか。</p> <p>（1番 足立農業委員挙手）1番 足立農業委員。</p>
足立農業委員	<p>先ほど事務局から農年部会で農業者年金加入促進活動について説明がありました。申し訳ないですが、12日都合が悪くなってしまいました。</p> <p>農業者年金の新規加入促進は農年部会の部員だけとするものなのかなと疑問に思っております。各地域に委員の皆さんがおられますが、皆さんの意見を伺いたいと思っております。</p>
事務局長	<p>農業者年金の加入促進につきまして、従来年金の加入促進活動は積極的に行われていないということで、前任から引き継いでおります。今回進める理由としまして、一つ目が加入数の減少です。県内の加入状況一覧を見ますと、一目瞭然と減少しております。日南町におきましては、新規就農者、移住者で若い方もいらっしゃいます。60歳以降、年金受給年齢に達したときに、安定した生活ができるようにということのご案内を中心に行う予定にしております。加入の可否については本人の判断ですが、そういった制度について知らなかったということがないようにということで、鳥取県農業会議の研修会でもお話がありました。</p> <p>今回の活動の在り方について、農年部会の中で進めさせていただきたいということで、協議をさせていただいております。対象者の方は8名程度を予定しております。今年度の活動については農年部会での対応ということで進めさせていただきたいと思っております。今後の対応につきましては、各地域の農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>農年部会での協議はどのように進めていますか。</p>
事務局長	<p>農年部会での協議については年金の加入について推進活動を行いたいということで、正式な会の形をとっておりませんが、短時間集まっていたいただき、話を進めさせていただいております。今回の推進活動につきまして、事前の了承をいただいております。足立委員が急遽ご都合が悪いということですが、予定通り進めさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の方針で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>（1番 足立農業委員挙手）1番 足立農業委員。</p>

足立農業委員	自分の意見としては、部会で決めるかもしれませんが、校区担当の委員の方がいらっしゃるのので、担当校区の方に行ってもらったほうがいいと思います。
議長	農年部会で検討していただいて、手伝いが必要でしたら担当校区の方にも手伝ってもらおうというやり方ではいかがでしょうか。
	(賛成意見複数)
議長	農年部会から協力要請がありましたら、ご協力お願いします。 その他、皆さんからありますでしょうか。 (5番 加藤農業委員挙手) 5番 加藤農業委員。
加藤農業委員	マスコミ等で来月から相続の義務化になるという報道があったと思いますが、具体的な指示等が農業委員会にありますでしょうか。窓口で死亡届の提出があった場合は相続が発生すると思います。農地を持っておられる場合は窓口で農業委員会への案内を促していただいていると思いますが、何か情報があれば教えてください。
事務局長	農地所有者の相続の関係ですが、現在、農業委員会への相続の届出になります。法務局で相続の手続きが完了後、農業委員会に提出していただく形です。相続登記ができていないというケースが見受けられるということは皆さまもご承知だと思います。 先ほど4月1日からスタートするのではないかとご質問でしたが、自分が認識しておりますのは来年の4月1日から義務化という形ではないですが、法的な効力を持ちながら相続の手続きを進めていかなければならないという民法の制度の改正があるという情報が出ています。以前の研修会の資料で農地の相続にかかる法律の改正というような資料があったように記憶しております。また情報がありましたら、皆さまにお伝えしたいと思います。以上です。
加藤農業委員	わかりました。
議長	皆さんからその他ありますでしょうか。自分から一ついいでしょうか。先ほど、臨時総会について事務局から連絡がありましたが、提案ですが、局長が異動する場合には臨時総会、事務局職員が異動する場合には4月の定例総会で局長から報告という形ではいかがでしょうか。
事務局長	人事案件の提案ですが、これまでの流れを確認したところ、事務局長の異動があった場合には、町長から臨時総会の場に於いて説明をしていただく流れになっていました。事務局職員の異動の場合は事務局長の報告ということでした。
議長	では、事務局長の異動の場合は臨時総会を開催、事務局職員の異動の場合は臨時総会を行わず、定例総会での報告ということにしたいと思います。よろしくお願いします。 その他2に移ります。糸田川農業委員から報告があるということですので、お願いします。

糸田川 農業委員	<p>失礼します。農業委員会事務局を通じて依頼がありましたので、2月8日に江府町農業委員会を訪問してきました。また、2月21日、22日に奈良県と愛知県の視察に行きました。</p> <p>まず、はじめに、2月8日の江府町農業委員会への対応についてですが、高橋事務局長と江府町農業委員会を訪問しました。江府町農業委員会総会終了後に地域まるっと中間管理方式について、多里地域でのまるっと方式の展開、一般社団法人 TARI の設立についてなどです。</p> <p>講演終了後に質疑の時間があり質問内容としては・地域内でどのように説明をしていったのか、糸田川のモチベーション維持はどのようになっているのかなどでした。地道に活動することが地域を一体化するのではないかというお話をしました。</p> <p>次に、本日配布資料ですが、2月21日・22日に奈良県と愛知県に糸田川・高橋事務局長・石倉農政室長と鳥取大学の大学生の4人で視察に行きました。</p> <p>21日は奈良県奈良市針ヶ別所村・一般社団法人針ヶ別所未来開発を訪問しました。理事役員2名で対応して下さり、法人設立から現在までの経緯、そして今後の展望について伺いました。また、特筆すべきは、こちらの法人の理事の構成が半数以上の方が非農家という点です。また、意見交換で中山間直接支払いや多面的機能支払等の交付金活用、人材育成等幅広く意見交換することができました。地域・集落存続を見据えての取り組みという印象を受けました。また、今後の展望ということで、直営カフェ計画を考えて海外研修をしておられ、秋ごろにはオープン予定ということですので、秋ごろ行ってみたいと思います。</p> <p>22日は愛知県豊田市一般社団法人押井営農組合を訪問しました。</p> <p>こちらは代表理事と地域まるっとの提唱者である可知さんが対応してくださいました。押井営農組合は一般社団法人 TARI を設立する前にも訪問していたのでお互いの近況報告やこれからの展開などについて意見交換しました。共通認識として地域まるっとの取り組みはあくまで手段である点であるということです。</p> <p>また、豊田市では農村 RMO に取り組む動きがあるようなので今後も情報共有しながら着目していきたいと思います。</p> <p>今回の視察で新たな地域との関係が築けたことで日南町にある様々な課題解決の糸口になればと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。皆さんからご意見、ご質問がございませうか。 (1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。</p>
足立農 業委員	<p>構成員の年齢は。画期的なので若い方が多いのかと。</p>
糸田川 農業委員	<p>一般社団法人針ヶ別所の理事の方は30代から60代の幅広い年齢層でした。若い方を雇用していきたいということで、多里で取り組んでいるインターンシップの事業について参考になるというお話をされました。</p>

閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第13回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。
-----	-----	---

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員